

国際知財調停の事例研究

— 実際の事件から読み取れる有用性 —

外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 弁護士
二瓶ひろ子 Hiroko Nihei

I. はじめに

「国際調停で解決できない紛争はない。国際調停を試すには事件が複雑すぎる、金額が大きすぎる、関係者が多すぎるといった理由が挙げられることがあるが、それらは国際調停を避けるための言い訳にすぎない。」ある著名な国際調停人が筆者に対して述べたこの言葉は、まだ日本には浸透していない国際調停の可能性の大きさを示唆している。

では、国際的な知的財産紛争の解決についても、同様のことが言えるのであろうか。本稿では、公表されている実際の国際知財調停の事例を紹介・分析することを通じて、この疑問に答えることを試みる。

II. 民間の国際知財調停と東京・大阪地方裁判所の知財調停の相違

国際知財調停の事例研究に入る前に、日本の知財実務家が関心を持っていると思われる点に簡単

に触れておきたい。

2019年10月1日から、東京地方裁判所の知的財産権部（民事第29部、民事第40部、民事第46部、民事第47部）と大阪地方裁判所の知的財産権専門部（第21民事部、第26民事部）は、知的財産権に関する調停手続を導入している¹⁾。これを受けて、知的財産紛争を調停で解決するのであれば、東京・大阪地方裁判所の知財調停手続を利用すれば足りるとして、民間の国際知財調停の必要性を疑問視する向きもあるかも知れない。しかし、本稿で検討する民間の国際知財調停と東京・大阪地方裁判所の知財調停とは、その対象、手続、アプローチ手法等において大きく異なっている。

まず、対象については、国際知財調停も裁判所知財調停も、民事紛争であるということ以外に特段制限を設けてはいない²⁾が、前者はクロスボーダー紛争解決に係る専門的な知識・経験を有する国際調停人が関与し、両当事者が理解できる英語等の言語を用いて、当事者の合意した国・場所で調停手続を行う³⁾のに対して、後者は日本の知的財産法に精通する日本の裁判官及び弁護士又は弁

1) 東京地方裁判所 (https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/l3/Vcms3_00000618.html、2020年3月18日最終閲覧)、大阪地方裁判所 (<https://www.courts.go.jp/osaka/vc-files/osaka/file/oosakatzaicyouteisumei.pdf>、2020年3月18日最終閲覧)。

2) Gordon Humphreys and Sven Stürmann, ‘Common Assessment Criteria’ in Théophile Margellos and others (eds), *Mediation: Creating Value in International Intellectual Property Disputes* (Kluwer 2018) 68; 東京地方裁判所・前掲注1)、大阪地方裁判所・前掲注1)。

3) 国際調停について、京都国際調停センター (<https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/faq>、2020年3月18日最終閲覧)。

理士等が調停人として関与し、日本語を用いて、日本の裁判所で調停手続を行うのが原則である⁴⁾。これを考慮すると、国際知財調停は、国籍の異なる当事者間の複数国における知的財産権をめぐる紛争⁵⁾を（法的な観点だけでなく）ビジネス的な観点も考慮した上で一挙に解決することに適していると言え⁶⁾、他方、裁判所知財調停は、日本企業間の日本の知的財産権をめぐる紛争を主に法的な観点から解決することには適しているものの、日本の法制度に不慣れで日本語を解さない外国企業との紛争処理や外国の知的財産権をめぐる紛争の解決に最適であるとは言い難い。

次に、手続については、国際知財調停では1～2日程度の調停期日を集中的に開いて、終日一気に協議を進めて合意に達することを目標とする⁷⁾のに対して、裁判所知財調停では、2時間程度の短い調停期日⁸⁾を複数回開いて、段階的に協議を進めて行くことが想定されている⁹⁾。

そして、アプローチ手法については、国際知財

調停では、交渉促進型（facilitative型）¹⁰⁾のアプローチが中心となる¹¹⁾のに対して、裁判所知財調停では、日本の裁判所における民事調停等と同様に評価・教化型（evaluative型）¹²⁾のアプローチが中心となることが想定される¹³⁾。

以上のように、民間の国際知財調停と東京・大阪地方裁判所の知財調停との間には種々の違いがある。選択肢が多いのは喜ばしいことであるから、事案に応じて最適な手続を選ぶことが大切であろう。

III. 実際の国際知財調停の事例紹介

国際調停の特徴の1つに秘密性がある¹⁴⁾。そのため、実際に国際調停によって解決された事件に関する公開情報は少ない。日本で国際知財調停の利用が進んでいないのは、実例を通して紛争解決に至るプロセスのイメージを持つ機会が得られないことも一因であると思われる。そこで、本稿では、英語で公表されている現実の事件を日本語で

4) 東京地方裁判所・前掲注1)、大阪地方裁判所・前掲注1)。当事者が遠隔地に居住している場合は、電話会議又はテレビ会議を利用することができる（民事調停法22条、非訟事件手続法47条）。

5) Peter Müller, ‘Advantages of Mediation in the IP Area’ in Théophile Margellos and others (eds), *Mediation: Creating Value in International Intellectual Property Disputes* (Kluwer 2018) 61.

6) Müller (n 5) 56.

7) 京都国際調停センター・前掲注3) は、国際調停につき、「調停期日は1日（長くても2日）で多くの場合に解決に至る」としている。

8) 近藤壽邦ほか「民事調停のすすめ」LIBRA 18巻7号6頁（2018）〔丸山忠雄発言〕は、民事調停における調停期日では「基本的に2時間枠を確保」するとしている。東京・大阪地方裁判所の知財調停手続に係る審理モデルでは、調停期日の長さは定められていないものの、民事調停を基礎としていることに鑑みれば、知財調停についても2時間程度が主流になると推測される。

9) 東京地方裁判所（<https://www.courts.go.jp/tokyo/vc-files/tokyo/file/40-tizaityoutei-bessi3.pdf>、2020年3月18日最終閲覧）、大阪地方裁判所（<https://www.courts.go.jp/osaka/vc-files/osaka/file/oosakatizaicyouteisinnriyouyou.pdf>、2020年3月18日最終閲覧）。

10) 交渉促進型については、山本和彦＝山田文『ADR仲裁法』165-168頁〔山田文〕（日本評論社、第2版、2015）が詳しい。

11) 実際には、交渉促進型に徹する調停人もいれば、交渉促進型と評価・教化型を当事者や状況に応じて使い分ける調停人もおり、その線引きは曖昧である（京都国際調停センター・前掲注3））。なお、本稿では、紙幅の関係から代表的なアプローチ手法にのみ言及している。

12) 評価・教化型については、山本＝山田・前掲注10) 163-165頁〔山田文〕が詳しい。

13) 東京地方裁判所・前掲注1) 及び大阪地方裁判所・前掲注1) の審理モデルでは、第3回調停期日までに調停委員会の見解を口頭で開示することが予定されている。そこで開示される調停委員会の見解は、「争点についての心証の開示に限らず、立証の困難度や事案の複雑性に鑑み、訴訟又は仮処分による解決に適しているなどの意見も含まれるとされていることからすれば、評価・教化型のアプローチが中心になるものと解される。

14) Sven Stürmann, ‘Mediation’ in Théophile Margellos and others (eds), *Mediation: Creating Value in International Intellectual Property Disputes* (Kluwer 2018) 49.

紹介した上で、そこから読み取れる国際知財調停の有用性について検討を加えることとする。

1. 事例①：特許権をめぐる紛争の解決事例¹⁵⁾

(1) 背景

技術コンサルティング会社（以下「コンサル会社」という）¹⁶⁾は、三大陸において特許権を保有している。コンサル会社は、著名なメーカー（以下「メーカー」という）¹⁷⁾との間でコンサルティング契約を締結し、メーカーに対して特許発明を開示した。同コンサルティング契約においては、コンサル会社の保有する特許権をメーカーに対して譲渡することもライセンスすることも規定されていなかった。

(2) 紛争

メーカーが製造した製品を販売し始めたところ、コンサル会社は、当該製品がコンサル会社の保有する特許権を侵害していると主張し、特許を保有している全ての国の裁判所においてメーカーに対する特許権侵害訴訟を提起すると迫った。

コンサル会社とメーカーは、外部の専門家の助力を得て、特許ライセンス契約を締結するべく交渉を重ねた。しかし、コンサル会社は、損害賠償として数百万ドルが相当であると主張し、メーカーが応じられる額を大幅に超えていたことから、ロイヤルティについて合意に至ることができなかった。そこで、両当事者は、世界知的所有権機関（WIPO）仲裁・調停センター（以下「WIPO仲裁・調停センター」という）における国際調停を試みることに合意した。

(3) 調停人

WIPO仲裁・調停センターは、両当事者に対して、特許及び関連する技術に精通している専門家数名を調停人候補者として提案し、両当事者は、その中の1名を調停人として選任することに合意した。

(4) 調停手続

調停人は、両当事者と調停手続の詳細について協議し、いずれの当事者にとっても利便性の高い場所で2日間の調停期日を開くことに合意した。

調停期日には、両当事者から、意思決定権を有する取締役、幹部、外部の専門家、代理人弁護士が出席した。調停人は、最初に両当事者と調停期日の流れやルールについて合意した上で、各当事者の代理人弁護士による冒頭陳述（opening statement）へと進んだ。

その後、2日目にかけて、調停人と両当事者の代理人弁護士のみ、又は調停人と両当事者本人のみ等の様々な形での同席協議や、調停人と各当事者及びその代理人弁護士のみでの別席協議（caucuses）が行われた。そこでは、各当事者の法的主張の強さと弱さ、和解できない場合のシナリオ、表に出ない利害等を把握することに時間が割かれた。協議に際して、調停人は、自らの見解を述べるのではなく、当事者本人の面前で代理人弁護士に問い合わせることによって、当事者本人がそれらの事項を理解することができるよう努めた。その一環として、調停人は、当事者の代理人弁護士に対し、和解することができず、三大陸で複数の訴訟が並行した場合に必要となる紛争解決費用を共同で見積るよう求めた。

調停人は、各当事者と別席協議をする中で、それぞれが独自の内部事情を抱えていることを把握した。コンサル会社には、裁判所の公開法廷で勝訴判決を得ることは、新たなコンサルティング依頼につながるものではなく、むしろメーカーと似た立場にある企業からの依頼が減ってしまうという悩みがあった。他方、メーカーは、コンサル会社との紛争が解決するまでの間に、特許権侵害を主張されている技術を使って製品を製造し続けることによって損害賠償額が膨れ上がるリスクと、そのリスクを軽減するために資金を拠出して最適とは言えない技術に変更する手間・負担との狭間

15) World Intellectual Property Organization (<https://www.wipo.int/amc/en/mediation/scenario.html>、2020年3月18日最終閲覧)。本稿では、一部を省略して紹介する。

16) コンサル会社の国籍は公表されていない。

17) メーカーの国籍は公表されていない。

で揺れていた。そして、コンサル会社もメーカーも、今後、相手方と協力関係を続けることは困難との見通しを有していた。

解決への兆しが見えてきたのは、調停期日の2日の午後遅くになってからであった。調停人は、代理人弁護士抜きで、意思決定権を有する両当事者の取締役のみと協議を行った。それまでは、主に損害額又はロイヤルティの金額をめぐって協議がなされていたところ、調停人は、どのようにしたらコンサル会社とメーカーのそれぞれの内部事情を相互に解決することできるかという点を中心して話し合った。両当事者が、相手方に対する思い込みが誤っていたこと、及び相手方との協力関係を継続することが可能であることに気づくや否や、一方が概括的な提案をし、他方がそれに合意することによって、膠着状態を解消することができた。

(5) 解決

調停人の指示の下、両当事者の代理人弁護士により、和解の基本的な枠組みをまとめた合意書が作成され、調停期日内で署名された。そして、数週間後、正式な契約書が締結された。そこでは、コンサル会社からメーカーに対する特許権のライセンス及びその条件、メーカーがライセンスを受けた製品及び販促資料にコンサル会社の技術である旨を明記すること、コンサル会社が特許権侵害に基づく請求権を放棄すること、並びにその後数年間にわたって年間一定額のコンサルティング契約を締結することが合意された。

2. 事例②：商標権をめぐる紛争の解決事例¹⁸⁾

(1) 背景

米国企業（以下「A社」という）は、骨の振動を内耳に伝達することによって水泳時に水中で音楽を聴くこと等ができる画期的な技術を利用した「AfterShokz」という名称のヘッドホンを製造していた。ところが、シンガポールでは、タイ国籍のビジネスマン（以下「K氏」という）が、すでにベッドホン、スピーカー、ヘッドセット等を指

定商品として「AfterSHOKZ」という商標を登録していた。

(2) 事案

シンガポール知的財産権庁（Intellectual Property Office of Singapore）において、A社は、K氏の登録商標の無効を主張し、K氏は、A社が登録出願をしていた「SHOKZ」「OPTISHOKZ」を含む4つの商標につき異議を申し立てて争った。

K氏は、A社との間に調停合意がなかったことから、WIPO仲裁・調停センターに対して調停申立てを行い、WIPO仲裁・調停センターの助力を得た。その結果、A社は、K氏と調停を行うことに合意した。また、A社とK氏との間には、ベトナム、インドネシア、フィリピン、マレーシア、及びタイにおける商標登録をめぐる紛争も生じていたことから、シンガポールの商標だけでなく、同国外のこれらの商標も調停の対象に含めることに合意した。

(3) 調停人

WIPO仲裁・調停センターは、紛争の対象と調停の場所を考慮して調停人候補者5名のリストを作成し、両当事者に提供した。A社もK氏もリストに掲載されている候補者に順位付けをする権利を使しなかったことから、WIPO仲裁・調停センターがシンガポール人の調停人を選任した。

(4) 調停手続

調停期日は、シンガポールにある調停人の事務所で開催され、A社の代表者、K氏、及びそれぞれの代理人弁護士が出席した。（調停手続の詳細な流れは公表されていない。）

(5) 解決

調停期日を朝開始してから19.5時間後、すなわち調停期日の翌日早朝に、両当事者にとってwin-winとなる和解契約を締結することにより、6カ国（シンガポール、ベトナム、インドネシア、フィリピン、マレーシア、及びタイ）における商標をめぐるA社とK氏との間の紛争は解決を見るに至った。

18) Intellectual Property Office of Singapore ([https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/protecting-your-ideas/hearings-mediation/mediation-success-at-ipos-\(emps\).pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/protecting-your-ideas/hearings-mediation/mediation-success-at-ipos-(emps).pdf)、2020年3月18日最終閲覧)。本稿では、一部を省略して紹介する。

V. 実際の事件から読み取れる国際知財調停の有用性

以上で紹介した事例①と事例②からは、以下のような場合に、国際調停による知的財産紛争の解決が有益であることが読み取れる。

1. 紛争の初期段階で紛争の拡大を防止したい場合

第1に、紛争の初期段階で紛争の拡大を防止したい場合である。無論、紛争のいかなる段階においても、国際調停の活用が遅すぎるということはない¹⁹⁾が、紛争関係にある時間が長くなればなるほど、解決しなければならない問題は増えていく²⁰⁾。

事例①では、コンサル会社が、特許を保有している全ての国の裁判所においてメーカーに対する特許権侵害訴訟を提起すると迫った。コンサル会社とメーカーは、コンサル会社が実際に訴訟を提起する前に国際調停を行う旨を合意したが、これが訴訟提起の1年後であったとすれば、両当事者は、世界中で攻撃防御を繰り広げ、各法域で弁護士を立てることにより紛争解決費用も膨れ上がり、それをどのように処理するかという追加的な問題が生じていたはずである。

また、知的財産紛争は感情とは無関係の紛争類型だと思われがちであるが、発明者や著作者等には発明や著作物への強い思い入れがある場合もあり、公開法廷における争いは企業ブランドにも影響し得るため、両当事者とも引くに引けない状況に陥ることがある²¹⁾。

紛争の初期段階は、外部の弁護士ではなく、企業の法務担当又は知財担当がハンドリングをすることが多いと思われる。仮に紛争の相手方との間

に調停条項を含む契約書がない場合であっても、国際調停の利用を検討してみる価値はある。

2. 非公開の場で紛争を処理することが重要な場合

第2に、非公開の場で紛争を処理することが重要な場合である。SNS時代においては、紛争に関する情報も瞬時に世界中に拡散し、報道内容によっては企業イメージが毀損される不本意な結果となることもある²²⁾。

事例①では、ここに事態を開拓するヒントが隠れていた。コンサル会社は、メーカーに対して訴訟の提起を示唆していたものの、裁判所で勝訴したとしても、かえって新規のコンサルティング案件が減少してしまうというジレンマを抱えていた。仮にコンサル会社の主張が法的に強いものであつたとしても、国際調停で解決することによって紛争が公になることを防げるメリットは、和解に向けてコンサル会社の背中を押す要因となった。

訴訟において和解に至ることができるとしても、和解金額が公になると、潜在的な侵害者が、侵害しても十分に利益を得ることができると計算し、侵害を誘発してしまう可能性もある²³⁾。そのため、国際調停の秘密性は、知的財産紛争において大きな利点となる²⁴⁾。

3. 複数の法域が関係する場合

第3に、複数の法域が関係する場合である。ビジネスの国際化が進んだ現在、知的財産紛争が1つの法域のみに限定されているという事態は少ないのでないかと思われる²⁵⁾。殊に、著作権紛争においては、職務著作等の帰属に関する紛争で企業とクリエイター個人が異なる法域に所在する場合や、インターネット上の著作権侵害事件などで

19) Humphreys and Stürmann (n 2) 64.

20) Stephen Robert, ‘Patents’ in Théophile Margellos and others (eds), *Mediation: Creating Value in International Intellectual Property Disputes* (Kluwer 2018) 78.

21) Humphreys and Stürmann (n 2) 67-68.

22) Müller (n 5) 60.

23) Humphreys and Stürmann (n 2) 67.

24) Müller (n 5) 58-59.

25) Sophie Pétrequin, ‘Trademarks’ in Théophile Margellos and others (eds), *Mediation: Creating Value in International Intellectual Property Disputes* (Kluwer 2018) 69.

は、紛争に関係する法域が複数となり、時には全世界に及ぶことすらあり得る²⁶⁾。

事例②では、A社とK氏との間には、シンガポールの商標だけでなく、ベトナム、インドネシア、フィリピン、マレーシア、及びタイにおける商標登録をめぐる紛争も生じていたが、全てを国際調停に委ねることによって、1日の調停期日を経て6カ国の商標をめぐる紛争に終止符を打つことができた。もし国際調停以外の紛争解決手段を選んでいたとしたら、2年後でも紛争が続いている可能性は高かったのではないだろうか。

属地主義の原則が適用される知的財産権をめぐる紛争は、国際私法上の分析、フォーラム・ショッピング、国境を越えた保全や執行など法律問題も法的手続も複雑化しやすく²⁷⁾、確たる判断を得ようとすると、主張・立証及び審理・判断に時間を要し、紛争解決費用が高額化する²⁸⁾。そのような紛争の解決こそ、国際調停の本領が發揮される場面である²⁹⁾。

4. 当事者間に複数の紛争があり一挙解決を図りたい場合

第4に、当事者間に複数の紛争があり一挙解決を図りたい場合である。当事者間に複数の知的財産紛争が生じている場合や、知的財産紛争に加えて一般的な商事紛争が発生している場合においては、個々の事件について裁判所の管轄を検討したり、法域ごとに代理資格を有する弁護士を別個に立てるなど、対応は煩雑となる。判断も区々となり、合一確定は望めない。

事例②では、上述のとおり、A社とK氏との間には、調停申立ての直接の契機となったシンガポールの商標をめぐる紛争以外に、5カ国の商標登録をめぐる紛争が生じていた。そして、K氏に

よる調停申立てを受けて、A社とK氏は、両者間の他の紛争も調停の対象に含めて一挙に解決することを目指すこととし、国際調停を通して、短期間にwin-winとなる和解契約を締結することができた。

WIPO仲裁・調停センターに係属した他の国際調停事件³⁰⁾においても、シンガポールの建設会社とシンガポール、マレーシア、インドネシアの三企業とが、シンガポールの商標登録をめぐる紛争に係る国際調停の対象に、別途長らく係争し続けてきたクロスボーダー商事紛争及び知的財産紛争を含めることを合意し、1日の調停期日を経て、調停申立てから4カ月でグローバルレベルでの一挙解決を実現した実例がある。

5. 当事者間に長期的な契約関係がある場合

第5に、当事者間に長期的な契約関係がある場合である。国際調停では、すでに発生した紛争の処理だけでなく、将来に向けた取決めも含めた包括的な解決が可能であるため、長年のビジネスパートナーとの関係を修復して、以後の取引の継続・促進を図ることもできる³¹⁾。

事例①では、コンサル会社とメーカーとの間にはコンサルティング契約という継続的な取引関係があったが、特許をめぐる紛争が生じた結果、一時は両当事者共に従前の協力関係は継続不能であると考えるに至っていた。しかし、調停人を介した対話を経て、利害を調整した結果、最終的には、特許のライセンス契約にとどまらず、その後数年間にわたるコンサルティング契約の締結にも合意し、前向きの取引関係を再構築することができた。

既存の契約の中に調停条項が含まれている場合には、検討するまでもなく国際調停を行うことになるが、仮に調停条項がなくても、継続的な取引

26) Eleonora Rosati, 'Copyrights' in Théophile Margellos and others (eds), *Mediation: Creating Value in International Intellectual Property Disputes* (Kluwer 2018) 88-89.

27) Rosati (n 26) 88.

28) Humphreys and Stürmann (n 2) 67.

29) Humphreys and Stürmann (n 2) 68.

30) World Intellectual Property Organization (<https://www.wipo.int/amc/en/center/specific-sectors/ipsos/mediation/case-examples.html>、2020年3月18日最終閲覧)。

31) Müller (n 5) 59-61.

関係にある当事者間では、国際調停を通じた解決を模索することは有意義である³²⁾。

以上に加えて、事例①と事例②から直接導かれるものではないが、以下のような場合にも、知的財産紛争の解決における国際調停の強みが活きると考えられる。

(1) 複数の権利者が関係する場合

まず、複数の権利者が関係する場合である。例えば、特許権が共有の場合や、著作権者と著作者が異なる場合、同じ技術や商標であっても法域ごとに権利者が異なる場合などは、様々な利害や法的問題が関係することにより紛争が複雑になりがちである³³⁾。多くの利害を調整して、全ての当事者との間で紛争を一挙に解決することは、国際調停の得意とするところである³⁴⁾。

(2) 複数の種類の知的財産権が絡み合う場合

次に、複数の種類の知的財産権が絡み合う場合である。例えば、応用美術に関する意匠権と著作権や、ロゴマークに関する商標権と著作権、ソフトウェアに関する著作権と特許権など、法域によって1つの技術や表現について複数の知的財産権による保護が及び得ることがある³⁵⁾。また、技術移転契約のように、一定の解釈・定義がなく、多様な知的財産権を含み得るにもかかわらず³⁶⁾、多くの法域において契約解釈の指針となる法律がない契約類型もある³⁷⁾。このような複数の種類の知的財産権が重複、衝突又は関係する場合、紛争

が生じると煩雑となり混迷しやすい。特に国際的な紛争では、白黒つけるために法廷等で主張を戦わせると、数年の歳月が経過するおそれがある³⁸⁾。現実的な落としどころを探って解決を図る国際調停は、そのような紛争に向いていると言えよう³⁹⁾。

(3) 早期解決が不可欠な事情がある場合

続いて、早期解決が不可欠な事情がある場合である。知的財産権で保護されている技術等を用いた商品・サービスのライフサイクルが短い場合や、新商品を発表して販促キャンペーンを展開しようとしている場合、その知的財産権をめぐる紛争に年単位の時間をかけると、決着を見た時には、すでに商品等が衰退期に入ってしまい、弁護士費用をかけて争った意味がなくなってしまう⁴⁰⁾。また、企業の合併・買収の局面においても、知的財産権をめぐる紛争が係属中の場合には、企業価値の評価に影響するため、早期に紛争を終結させる必要性に迫られる⁴¹⁾。速やかな紛争解決の重要度が高い場合には、(事案によるが) 1~2日程度の調停期日を経て数カ月で和解に至ることを目指す国際調停に並ぶ紛争解決手段はないと思われる⁴²⁾。

V. 国際知財調停に向かない紛争

紙幅の関係で詳しく述べることはできないが、最後に、国際調停以外の紛争解決手段を選択する方が適する場合について、少しだけ言及しておきたい。

冒頭で紹介したように、「国際調停で解決でき

32) Humphreys and Stürmann (n 2) 66.

33) Gordon Humphreys, 'Designs' in Théophile Margellos and others (eds), *Mediation: Creating Value in International Intellectual Property Disputes* (Kluwer 2018) 71-72.

34) Humphreys (n 33) 72.

35) Humphreys (n 33) 71.

36) 特許庁=社団法人発明協会アジア太平洋工業所有権センター「技術移転とライセンシング」2頁 (2011)。

37) Manuel Guerrero Gaitán, 'Transfer of Technology and Trade Secrets' in Théophile Margellos and others (eds), *Mediation: Creating Value in International Intellectual Property Disputes* (Kluwer 2018) 85.

38) Müller (n 5) 58.

39) Gaitán (n 37) 84.

40) Pétrequin (n 25) 70.

41) Pétrequin (n 25) 70.

42) Müller (n 5) 56-58.

ない紛争はない」というのが長年様々な紛争を和解に導いてきた国際調停人の実感である。しかし、新しい法律の制定や法改正により依拠する裁判例がないため法解釈が定まらない場合や、他の関連事件への影響から先例を得ておきたい場合など、裁判所の判断を得ておくことが肝要な場面には、和解による終結を目指とする国際調停はそぐわない⁴³⁾。また、差止めなどの緊急の保全措置等を要する場合⁴⁴⁾や、当事者間の信頼関係が完全に失われてしまっている場合も、国際調停は有効であるとは言えない⁴⁵⁾。

VI. おわりに

国際調停における和解率は実に70%と言われて

いる⁴⁶⁾。グローバリゼーションが進み、イノベーションが日々起こっている技術の世界では、当事者対立型の訴訟や国際仲裁に時間を費やしたり、それを経て関係を決定的に損なうことができない場面も増えていると思われる。しかし、日本では、知的財産紛争の解決手段として、国際調停を当然の選択肢と捉えている企業・実務家はまだ少ないのでないだろうか。本稿により、知的財産紛争の解決においても国際調停が大きな可能性を秘めていることが伝わり、国際知財調停の利用促進及び有効活用につながれば幸いである。

※本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織の見解ではない。



43) Rosati (n 26) 94.

44) 模倣品や海賊版が関係する場合も国際調停による解決は難しい (Müller (n 5) 55)。

45) Rosati (n 26) 94.

46) World Intellectual Property Organization (<https://www.wipo.int/amc/en/center/caseload.html>、2020年3月18日最終閲覧)。